

技術提案仕様書

1. 業務名

第8期貝塚市障害福祉計画・第4期貝塚市障害児福祉計画策定支援業務

2. 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

本業務は、現行の第7期貝塚市障害福祉計画・第3期貝塚市障害児福祉計画が令和8年度で最終年度となることから、これまでの取り組みの検証を行うとともに、障害者（児）の福祉サービスの利用意向・状況調査、障害者団体等とのヒアリング等をはじめとする基礎調査を実施し、その調査結果を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく、障害福祉サービス等の実施内容や見込量等を定める「第8期貝塚市障害福祉計画・第4期貝塚市障害児福祉計画」を策定支援することを目的とする。

4. 業務の基本的な考え方

計画の策定にあたっては、国の「基本指針」及び府における方針並びに「第5次貝塚市総合計画」の基本構想・基本計画及び現行の「第4次貝塚市障害者計画」等を十分に踏まえるとともに、上位計画である「第5次大阪府障がい者計画」、「第7期大阪府障がい福祉計画・第3期大阪府障がい児福祉計画」や「第4次貝塚市地域福祉計画」等、他の関連計画との整合を図ることとする。

5. 業務の内容

- (1) 障害者（児）の福祉サービス利用意向・状況調査（アンケート調査）の企画設計、回収、集計、分析及び報告書の作成
 - ・意向・状況調査（アンケート調査）の実施。（回収・催促のハガキ印刷及び発送等）
 - ・意向・状況調査（アンケート調査）の実施時期は、11月から12月とする。
 - ・催促分の送付・返信(回収)費用は委託料に含めるものとする。また、送付先については本市の指示において決定する。

※身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者並びに障害福祉サービス利用者を調査対象とする。なお、対象者は、本市でデータの抽出を行う。
(約3,000人を想定)
- (2) 障害者団体等とのヒアリング等を実施し、(1)の報告書に含め取りまとめること。
 - ・ヒアリング等の実施は、5月から6月に行うものとする。
- (3) 集計・分析・評価等
 - ①計画策定の基礎となる障害者(児)の実態やサービス利用状況等の現状把握
 - ②計画策定の基礎となる福祉サービス等の見込量の推計・指標等必要な数値の算定及び、国・府に対する報告作業における助言及び作業支援
 - ③その他計画策定に必要な事項

- (4) 計画の基本理念の設定、政策目標の体系化及び成果目標・活動指標等の検討・設定・障害福祉計画及び障害児福祉計画として盛り込むべき事項(国等の指針等に基づくもの)の算出・設定
- (5) 素案の作成等（パブリックコメントの実施支援）

上記（１）から（４）を踏まえるとともに、国等の障害福祉計画策定に係る指針等の動向及び国・府のスケジュールに注意しながら、本市と本業務の受託者が協議の上、11月を目途に計画の素案を作成し、計画内容の確定及び最終的な計画の取りまとめを行う。
- (6) 会議等に関すること（準備作業、会議等への出席、会議結果の取りまとめ等）

貝塚市障害者施策推進協議会及び市事務局との打ち合わせ等において、目的を達し得る適正な回数について出席するとともに、これに係る準備作業及び結果の取りまとめ等を行う。また、各会議資料についても受託者が必要部数を適宜作成することとする。

6. 成果品

- (1) 障害者の福祉サービス利用意向・状況調査、障害者団体等とのヒアリングに係る報告書〔点字版1部、デジタイズCD版1枚、A4判・1色刷り・60ページ程度・簡易製本・30部、その他電子データ（ワード・エクセル及びPDF、テキストファイル）〕
- (2) 「第8期貝塚市障害福祉計画・第4期貝塚市障害児福祉計画」の素案〔30部、点字版1部、デジタイズCD版1枚、電子データ(パブリックコメントホームページ掲載用として使用。)(ワード・エクセル及びPDF、テキストファイル)〕
- (3) 計画書(本編)〔点字版10部、デジタイズCD版15枚、A4判・1色刷り・80ページ程度・150部及びその電子データ（ワード・エクセル及びPDF、テキストファイル）〕
- (4) 計画書(概要版)〔A4判・カラー・8ページ程度・350部、点字版13部、デジタイズCD版42枚〕及びその電子データ〔ホームページ掲載用として使用。(ワード・エクセル及びPDF、テキストファイル)〕
- (5) 市広報用原稿〔広報タブロイド判1ページ〕

7. その他

- (1) 権利の帰属等

成果品その他、当該業務に係る著作権及び著作権等一切の権利については、すべて貝塚市に帰属するものとする。また、提出された技術提案書類は返却しない。
- (2) 個人情報の保護及び適正管理

市から提供する資料には、個人情報が含まれることから、「貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例」を遵守すること。
- (3) その他

その他、仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して誠実にこれを定めることとする。